

# 特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)



## あなたの住民税が滞納となっていますので 催告書を送付します

### ◆ 特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)を払わなければならない人

特別区民税、都民税・森林環境税(以下「住民税」という)は、日本に住んでいるすべての人が払う税金です。外国人の方も払わなければなりません。

足立区に払う対象の方は以下の(1)か(2)の人です。

- (1) その年の1月1日に、足立区に住所があって、前年に収入があった人
- (2) その年の1月1日に、足立区に事務所・事業所、または家屋敷のある人で、かつ前年に収入があった人

### ◆ 催告書とは

住民税を定められた納期限までに納付しないと督促状が送付されます。

督促状送付後も納付や相談もない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先などに財産調査を行い、財産の差押えを行います。

催告書の送付は差押えに至る警告書となります。そのため、催告書が届いた方は、すぐに滞納している住民税をすべて支払うか、支払いができない場合は区役所の納税課に相談してください。

## 《区では納税の公平性維持のため、滞納者へ以下の取り組みを行っています》

**1 滞納者への財産調査** ※ 根拠法令：国税徴収法141条・142条・146条の2、地方税法20条の11・298条  
区の納税課職員は、滞納者が取引している銀行、勤務先などに対して質問検査権を有し、財産を調査することができます。

滞納者へ督促状を発送後、預貯金・給与照会などの財産調査を早期に実施し、速やかな滞納処分を行っています。

**2 滞納処分の着実な実施(差押え)** ※ 根拠法令：地方税法331条

#### 【差押えの主な例】

- (1) 預貯金：滞納者の預貯金口座の全額またはその一部を差押えて取立てし、未納の税金に充当します。
- (2) 給与：滞納者の給与から、法律に基づく生活に必要な金額を除いた額を差押えて取立てし、未納の税金に充当します。
- (3) 生命保険：滞納者が加入している生命保険を差押え、解約します。解約後、解約返戻金を取立てし、未納の税金に充当します。

※ 差押えは予告なく執行いたします。

※ 差押えにより、あなたの社会的な信用に大きな影響を及ぼす可能性があります。いかなる不利益を受けたとしても、区は一切の責任を負えません。

※ すでに本来の納期限は過ぎていますので、催告書の指定期限の前であっても差押えになることがあります。

## ◆ 延滞金について

住民税を納期限までに納めないと、地方税法第326条等に基づき延滞金額が加算されます。催告書に記載の延滞金は催告書の発付日で計算しています。催告書の指定期日までに納付いただけないと、納付日現在で再計算するため、納付日によっては、延滞金が発生する場合や増額することがあります。また、本税を納付済みの方にも延滞金のみ請求する催告書を送付しています。

## ◆ すでに納付済みの人

区で納付が確認できるまで2から3週間かかる場合があります。行き違いですので、ご容赦ください。

## ◆ 納付忘れを防ぐには

### (1) 特別徴収に切り替える（給与所得者に限る）

現在の勤務先で毎月の給与から分割で差し引かれます。ご希望の方は勤務先にご相談ください。

※ 催告書に記載のある未納額は対象となりません。

※ 軽自動車税（種別割）は対象外です。

### (2) 口座振替に切り替える

口座振替依頼書（ハガキ形式）にてお申込みください。

口座振替依頼書がお手元ない方は、下記担当までご連絡ください。

金融機関のキャッシュカードがあれば、足立区内の区民事務所や足立区役所の納税課窓口で申し込みができます。

担当：納税課 収納管理係（03-3880-5238）

## ◆ お問い合わせ先

### 1 電話

納税課	滞納整理第一係	(03) - 3880 - 5236
	滞納整理第二係	(03) - 3880 - 5237
	滞納整理第三係	(03) - 3880 - 5235
	区外に転出した方	(03) - 3880 - 5345

※ お電話の際はおかけ間違いのないようお願いいたします。

※ 日本語が不自由な方は、通訳オペレーターを交えて三者間で通話することができます（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語など最大20言語に対応）。ご要望の際は、担当者にお伝えください。

### 2 窓口

足立区納税課（足立区役所中央館1階）

【受付時間】 午前8時30分から午後5時（休日、祝日、年末年始除く※）

※ 毎月第4日曜日（2025年12月のみ第2日曜日）に「休日納税相談」を行っています。

【受付時間】 午前9時から午後4時

※ 窓口で通訳が必要な外国人の方は、翻訳機での対応を行いますので、お声がけください。